

第七章 留置権

第二百九十五条 (留置権の内容)

他人の物の占有者は、その物に関して生じた債権を有するときは、その債権の弁済を受けるまで、その物を留置することができる。ただし、その債権が弁済期にないときは、この限りでない。

2 前項の規定は、占有が不法行為によって始まった場合には、適用しない。

第二百九十六条 (留置権の不可分性)

留置権者は、債権の全部の弁済を受けるまでは、留置物の全部についてその権利を行使することができる。

第二百九十七条 (留置権者による果実の收取)

留置権者は、留置物から生ずる果実を收取し、他の債権者に先立って、これを自己の債権の弁済に充当することができる。

2 前項の果実は、まず債権の利息に充当し、なお残余があるときは元本に充当しなければならない。

第二百九十八条 (留置権者による留置物の保管等)

留置権者は、善良な管理者の注意をもって、留置物を占有しなければならない。

2 留置権者は、債務者の承諾を得なければ、留置物を使用し、賃貸し、又は担保に供することができない。ただし、その物の保存に必要な使用をすることは、この限りでない。

3 留置権者が前二項の規定に違反したときは、債務者は、留置権の消滅を請求することができる。

第二百九十九条 (留置権者による費用の償還請求)

留置権者は、留置物について必要費を支出したときは、所有者にその償還をさせることができる。

2 留置権者は、留置物について有益費を支出したときは、これによる価格の増加が現存する場合に限り、所有者の選択に従い、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、裁判所は、所有者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

第三百条 (留置権の行使と債権の消滅時効)

留置権の行使は、債権の消滅時効の進行を妨げない。

第三百一条 (担保の供与による留置権の消滅)

債務者は、相当の担保を供して、留置権の消滅を請求することができる。

第三百二条 (占有の喪失による留置権の消滅)

留置権は、留置権者が留置物の占有を失うことによって、消滅する。ただし、第二百九十八条第二項(留置権者による留置物の保管等)の規定により留置物を賃貸し、又は質権の目的としたときは、この限りでない。